

## (仮称)「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」の創設について(概要)

### 1 パートナーシップ宣誓制度の必要性について

(仮称)「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」は、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープランに基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものです。

※参考 「性的マイノリティ」とは

性愛の対象が必ずしも異性に向かわない方や身体と心の性が一致しない方などの総称。

性的少数者、LGBTとも表現される。民間調査では、8.9%の方が該当するとされている。L(レズビアン:女性の同性愛者)、G(ゲイ:男性の同性愛者)、B(バイセクシャル:両性愛者)、T(トランスジェンダー:性同一性障害など心と体の性が一致しない者)のほか、Q(クエスチョニング:性自認又は性的指向が決められない、分からない者)など。

### 2 パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティにある2人が、パートナーシップ関係であることを宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

### 3 制度の形式について

性の多様性に関する法制化について、議員立法による法制化に向けた国の動きがあります。そうした中で、宣誓制度に係る規定を含めた性の多様性に関する条例を制定する考え方もありますが、条例化については国の動向を踏まえて検討することし、現時点では、宣誓制度のみを創設することとします。なお、宣誓制度そのものは、権利を制限したり、義務を課したりするものではなく、条例の根拠を必要としないことから、要綱により制度を創設することとします。

### 4 宣誓者の要件について

- (1) いずれか一方が性的マイノリティであり、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) 双方が成年に達している者であること。

- (3) 双方が市内に住所を有する者であること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 双方が宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (6) 双方が近親者（直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

## 5 制度運用開始までの予定

令和3年	8月17日	男女共同参画審議会
	9月	定例市議会, 市民文教委員会
	10月	パブリックコメント
	11月	男女共同参画審議会
	12月 1日	運用開始

## 6 宣誓の効果（令和2年12月調査）

宣誓書受領証カードの提示により、市営住宅の入居申込み、市民病院で入院時の説明を受けること及び手術の同意を行うことが可能となります。

## 7 制度の特徴等について

- (1) 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的マイノリティであることを理由に婚姻を望まない場合も考えられることから、同性カップルに限らず、本制度の対象とします。
- (2) 性的マイノリティの方の中には、戸籍上の氏名を記載されることに苦痛を感じる方もおられることから、宣誓において通称名を使用することができます。
- (3) 宣誓場所は、プライバシー等に配慮するため、男女共同参画課及び男女共同参画推進センターとします。
- (4) 制度の適正利用を図るため、宣誓者は、宣誓後において宣誓の要件を満たさなくなったときは、返還届に交付を受けた宣誓書受領証等を添えて提出することとします。また、虚偽の宣誓や受領証等の不正使用があったときは、返還届の提出を待つまでもなく受領証等の返還があったものとみなすこととし、併せてその旨の公表ができることとしています。さらに、宣誓後においては、随時市において住民基本台帳等により宣誓者の要件を確認することとします。

## 8 制度の広報について

- (1) 広報くらしきへの掲載
- (2) 報道各社への報道依頼
- (3) 市内公共施設へのチラシ配布，ポスター掲示
- (4) 事業所へのチラシ配布，ポスター掲示
- (5) 市ホームページ，SNSを活用した広報
- (6) 当事者団体（プラウド岡山等）への広報依頼
- (7) 市内各大学へのポスター掲示依頼
- (8) 倉敷市男女共同参画情報誌WITHテリアへの掲載

## 9 自治体のパートナーシップ宣誓制度制定状況等 （別紙1）

- (1) 中核市（令和3年4月現在）
  - 15市制定（全て要綱）
  - 10市検討中（全て要綱）
  - 37市未定
- (2) 政令市（令和3年4月現在）
  - 16市制定（規則1市，要綱15市）
  - 4市検討中
- (3) 性の多様性に関する条例を定め，その中でパートナーシップ宣誓制度に係る規定を置いている自治体（令和3年4月現在）

渋谷区，豊島区，総社市，東京都港区及び国立市

## 10 性の多様性に関する条例制定状況

パートナーシップ宣誓制度のみを条例で定めている自治体なし。

## ○パートナーシップ宣誓制度導入中核市 (62 市のうち 15 市)

令和 3 年 4 月現在

中核市名	導入年月	組数	サービス	形式	中核市名	導入年月	組数	サービス	形式
那覇市	H28. 7	37	2	要綱	川越市	R02. 5	14	0	要綱
横須賀市	H31. 3	25	5	要綱	*明石市	R03. 1	13	4	要綱
*枚方市	H31. 4	15	6	要綱	高知市	R03. 2	4	3	要綱
*宮崎市	R01. 6	18	1	要綱	越谷市	R03. 4	-	2	要綱
長崎市	R01. 9	7	4	要綱	*松本市	R03. 4	-	2	要綱
*尼崎市	R02. 1	20	2	要綱	*豊橋市	R03. 4	-	0	要綱
奈良市	R02. 4	4	5	要綱	*西宮市	R03. 4	-	6	要綱
高松市	R02. 4	9	8	要綱					

組数は、令和 3 年 3 月 31 日現在 \*いずれか一方の市内在住を宣誓要件としている市

## ○パートナーシップ宣誓制度導入政令市 (20 市のうち 16 市)

令和 3 年 4 月現在

政令市名	導入年月	組数	サービス	形式	政令市名	導入年月	組数	サービス	形式
札幌市	H29. 6	121	4	要綱	さいたま市	R02. 4	25	4	要綱
福岡市	H30. 4	91	3	要綱	相模原市	R02. 4	16	1	規則
大阪市	H30. 7	288	2	要綱	新潟市	R02. 4	9	1	要綱
*千葉市	H31. 1	89	5	要綱	*浜松市	R02. 4	28	3	要綱
*堺市	H31. 4	28	4	要綱	川崎市	R02. 7	38	3	要綱
*熊本市	H31. 4	8	3	要綱	岡山市	R02. 7	8	10	要綱
*北九州市	H31. 4	8	3	要綱	*京都市	R02. 9	57	3	要綱
横浜市	R01. 12	161	2	要綱	*広島市	R03. 1	12	23	要綱

組数は、令和 3 年 3 月 31 日現在 \*いずれか一方の市内在住を宣誓要件としている市

## ○パートナーシップ宣誓制度導入岡山県内自治体

令和 3 年 4 月現在

政令市名	導入年月	組数	サービス	形式	政令市名	導入年月	組数	サービス	形式
総社市	H31. 4	3	1	条例	岡山市	R02. 7	8	10	要綱

組数は、令和 3 年 3 月 31 日現在

○性の多様性に関する条例を定め、その中でパートナーシップ

宣誓制度に係る規定を置いている自治体

令和3年4月現在

自治体名	導入年月	組数	条例の題名
東京都渋谷区	H27. 10	60	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例
東京都豊島区	H31. 4	35	豊島区男女共同参画推進条例
総社市	H31. 4	3	総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例
東京都港区	R02. 4	15	港区男女平等参画条例
東京都国立市	R03. 4	-	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

組数は、令和3年3月31日現在

○パートナーシップ宣誓制度導入都道府県

令和3年4月現在

自治体名	導入年月	組数	形式
茨城県	R01. 7	41	要綱
大阪府	R02. 1	67	要綱
群馬県	R02. 12	5	要綱

組数は、令和3年3月31日現在

## 倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープランに基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）性的マイノリティ 性的指向、性自認等のあり方が少数と認められる者をいう。
- （2）パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティにある2人の関係をいう。
- （3）宣誓 2人の者が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うことをいう。

### （宣誓の要件）

第3条 宣誓は、一方又は双方が性的マイノリティにある2人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- （1）成年に達している者であること。
- （2）市内に住所を有する者であること。
- （3）配偶者（届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- （4）近親者（直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

### （宣誓）

第4条 宣誓を行おうとする者（以下「宣誓者」という。）は、所定の宣誓書及び宣誓確認書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓を行う日（以下「宣誓日」という。）前3月以内に交付されたものに限る。）
- （2）配偶者がいないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）
- （3）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、前項に規定する書類の提出のほか、当該宣誓者が本人であることを証する書類と

して、次に掲げるいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書その他これらに類するものであって、本人の写真の表示があるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類  
(通称の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認めるときは、通称(戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。))に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提出するものとする。  
(交付等)

第6条 市長は、第4条第1項の宣誓書及び宣誓確認書を提出した者が、第3条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、所定の宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード(以下「宣誓書受領証等」という。)に当該宣誓書の写しを添えて、当該者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び通称を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(再交付)

第7条 宣誓書受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は著しく汚損したときは、所定の再交付申請書により、再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

(変更届)

第8条 受領者は、住所又は氏名(通称を含む。)に変更があつたときは、速やかに所定の変更届を市長に提出するものとする。交付を受けた宣誓書受領証等に記載の氏名を通称に変更しようとするときも、また同様とする。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還等)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の返還届に宣誓書受領証等を添

えて、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の返還届の提出について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

3 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 宣誓証受領証等を不正に使用したとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合であって、宣誓書受領証等の一部又は全部が添付されなかったとき又は前項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該宣誓書受領証等に係る交付番号その他の適当と認める情報について公表することができる。

(啓発)

第10条 市は、市民等に対し、パートナーシップの宣誓の趣旨に関する啓発を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(準備行為)

2 宣誓に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。



様式第1号（第4条関係）

倉敷市パートナーシップ制度に係る  
パートナーシップ宣誓書

令和 年 月 日

倉敷市長 伊東 香織 あて

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓者	氏名	フリガナ	フリガナ
	通称名の場合、 戸籍上の 氏名	フリガナ	フリガナ
	生年月日 (和暦)	年 月 日	年 月 日
	住 所		

代筆者	代筆者氏名		
	代筆者住所		

注) 宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能です。(代筆者の欄に氏名及び住所をご記入ください。)

【倉敷市記入欄】

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・その他（ ）
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・その他（ ）

表面

## パートナーシップに関する宣誓確認書

私たちは倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条に規定するパートナーシップの宣誓をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認したうえで、宣誓します。

また、今後において、市長が現況を確認するため、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について調査することを同意します。

令和 年 月 日

宣 誓 者		
氏名※		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
電 話 番 号		
メールアドレス		

※外国籍の人の場合はそれに準じるもの

### 【代筆者】

氏名		
代筆の理由		

### 【確認事項】

項 目	回答 ※該当する□に「✓」をつけてください。	
一方又は双方が性的マイノリティであり、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が宣誓当日において、成年に達していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が市内に住所を有していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
民法の規定により婚姻をすることができない関係にないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。



第●●●号

## パートナーシップ宣誓書受領証

様

様

年 月 日生

年 月 日生

倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮して いきいきと活躍できるまちを目指しています。お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援していきます。

令和 年 月 日

倉敷市長 伊東 香織

**この受領証の提示を受けた方へ**

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮して いきいきと活躍できるまちを目指しています。

この受領証は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の協力し合うことを宣誓されたことを倉敷市として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解頂きますよう、よろしくお願いします。

また、受領証を提示した方の関係について、ご本人の同意なく口外することがないようご注意ください。

**注意事項**

1 この受領証は、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って使用してください。なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。

2 次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。

- (1) 住所、氏名（通称を含む。）に変更があったとき。
- (2) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受領証等の返還を希望するとき。

※ (2) から (5) までのいずれかに該当するときは、受領証等を市に返還してください。

3 宣誓者が虚偽その他不正な手段により受領者証等の交付を受けた場合又は受領証等を不正に使用した場合は、受領証等が返還されたものとみなします。

**通称を使用している場合**

以下に氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(通称) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

(通称) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

**特記事項**


# 倉敷市パートナーシップ宣誓書受領証カードサンプル

## ①くーぴっと

第 号

**倉敷市パートナーシップ宣誓書受領証**

お二人は、倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。


本人  パートナー

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

倉敷市長  印



## ②チェック柄

第 号

**倉敷市パートナーシップ宣誓書受領証**

お二人は、倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人  パートナー

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

倉敷市長  印

## ③イエローベルバット

第 号

**倉敷市パートナーシップ宣誓書受領証**

お二人は、倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人  パートナー

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

倉敷市長  印

## ④無地

第 号

**倉敷市パートナーシップ宣誓書受領証**

お二人は、倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人  パートナー

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生

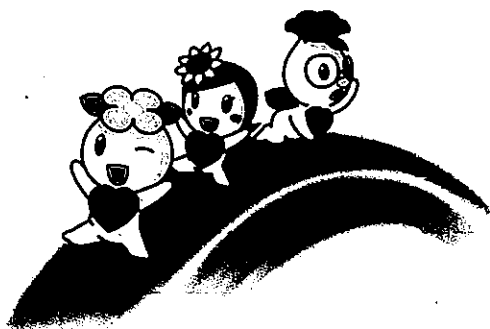
\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

倉敷市長  印

## 【裏面】共通

このカードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを倉敷市として証するものです。受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますよう、お願いいたします。

特記事項			
戸籍上の氏名等			
緊急連絡先（記入は自由です）	私本人が急病等で万が一の場合、パートナーに連絡してください。		
パートナー 連絡先		本人 自筆署名	



おもては4種類からお選びいただけます。

サイズはおよそたて 55 ミリ×よこ 85 ミリです。免許証などとほぼ同じサイズになります。

## (仮称)「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」の考え方 (案)

## 1 趣旨

倉敷市第七次総合計画及び第四次暮らしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）に基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係る倉敷市パートナーシップ宣誓制度の導入を目指します。

## 2 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティにある2人が、パートナーシップ関係であることを宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、性的マイノリティの方の生きづらさや困難を軽減し、又は解消するとともに、市民や事業所に対して性的マイノリティに関する理解促進を図ることにつながり、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めるために取り組むものです。

## 3 宣誓を行うことができる者

- (1) いずれか一方が性的マイノリティであり、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) 双方が成年に達している者であること。
- (3) 双方が市内に住所を有する者であること。
- (4) 双方が配偶者（届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (5) 双方が近親者（直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

## 4 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3ヶ月以内に交付されたもの）
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）。外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳。（3ヶ月以内に交付されたもの）
- (3) 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真が貼付されているもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 5 通称名の使用

性別違和等，特に理由があると認められる場合は，日常生活に用いている通称名を使用することができます。

## 6 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

## 7 受領証の返還

宣誓書受領証等の交付を受けた者は，次の各号のいずれかに該当するときは，所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて返還していただきます。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) いずれか一方が婚姻し，または他の方とパートナーシップを結んだとき。
- (4) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

## 8 その他

宣誓書受領証等の趣旨が十分に理解され，公平かつ適切な対応が行われるよう，市民や事業者への周知，啓発に努めます。